

青森県報

号外第六十一号

令和七年

七月二日

(水曜日)

目 次

条 例

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……	(人 事 課) ……二
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……	(同) ……四
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……	(同) ……四
○青森県県税条例等の一部を改正する条例……	(税 務 課) ……五
○青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……	(同) ……八
○青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……	(県 民 活 躍 推 進 課) ……九
○青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例……	(健 康 医 療 福 祉 政 策 課) ……一〇
○青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……	(農 村 整 備 課) ……一〇
○青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……	(病 院 局 運 営 部) ……二
○青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例……	(選 挙 管 理 委 員 会) ……二

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十九号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。

第二十六条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条及び第三十二条第二項において同じ」を加える。

第二十七条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十七条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条を第三十二条とし、第二十七条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十八条 法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うも

のとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第二十九条 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(法第十九条第二項第二号の条例で定める時間)

第三十条 法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第三十一条 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項

の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

本則に次の一条を加える。

(部分休業の承認の取消事由)

第三十三条 法第十九条第六項において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が法第十九条第三項の規定による変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の職員の育児休業等に関する条例第三十条の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項の表第十三号の手当の項中「千六百八十円」を「二千百六十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十一号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一〇、八〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十二号

青森県県税条例等の一部を改正する条例

（青森県県税条例の一部改正）

第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第十五条第一項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第二項」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第三十五条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三十六条の二中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第四百四十三条第三項中「の協定」を「に規定する円滑化協定」に、「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

第四百四十五条の二中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第三条の二の二第一項中「次項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「の財産に係る」を「に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者に前項に規定する県民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、県民税に関する規定（第三十五条、第三十五条の三及び第三十五条の四を除く。）を適用する。

3 前項の場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

附則第八条第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

附則第八条の四の二第一項中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改める。

附則第九条の二の五第一項第二号中「第四百四十四条の三五項」を「附則第十二条の二の七第一項第二号」に、「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に、「附則第十条の二の二第二項」を「附則第十条の二の二第三項」に、「同条第三項」を「政令附則第十条の二の二第四項」に改め、同項第三号中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第五号中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同条第五項中「附則第十条の二の二第十二項」を「附則第十条の二の二第十三項」に改め、同条第六項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第十五条第一項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（青森県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 青森県県税条例の一部を改正する条例（令和六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（第二条の規定による改正後の青森県県税条例第五十六条第一項第一号ロ（第二条の規定による改正後の青森県県税条例附則第八条の四の四の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

1 この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第一条中青森県県税条例第六条第一項第一号の改

正規定及び第二条の規定は公布の日から、第一条中同条例第三十六条の二の改正規定及び同条例附則第八条第一項から第四項までの改正規定並びに次項の規定は令和八年一月一日から、第一条中同条例第十五条第一項及び第三十五条第五項の改正規定並びに同条例附則第八条の四の二第一項の改正規定は令和八年四月一日から、第一条中同条例附則第十五条第一項ただし書の改正規定は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第一条中同条例附則第三条の二の二の改正規定は公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十六条の二の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第四百四十三条第三項及び第四百四十五条の二の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（青森県県税条例第四百四十二条第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第九条の二の五第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第六項の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十二号

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

青森県産業廃棄物税条例（平成十四年十二月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十四号

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十五号

青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

青森県民生委員の定数を定める条例（平成二十七年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

表弘前市の項中「三九七人」を「三九四人」に改め、同表外ヶ浜町の項中「三五人」を「三四人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十六号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「第五十条第十三項」を「第五十条第十六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十七号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月二日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十八号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年七月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「五円十八銭」を「五円六十二銭」に、「三十八万六千五百円」を「四十一万九千円」に改める。

第十条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭